

目的（「商標の定義」の観点について）

我が国の商標法における「商標」の定義に識別性を追加することに関する課題の調査、整理及び分析。

調査内容

諸外国制度の調査
（公開情報調査：20カ国
海外質問票調査10カ国）

米国、EU、英国、ドイツを
始め、諸外国では、「商標」
「標章」の定義に、識別性を
商標の構成要素として規定。

国内ヒアリング調査（学識経験者：6名 関係団体：6団体）

学識経験者：3条1項各号、7条の2、26条及び37条に対して与える影響等についての意見

- 法解釈や裁判例に影響を与えることは好ましくない
- 識別性の概念は様々であり、かえって分かりにくくなる

産業界：商取引の現場や商標権侵害訴訟等の実務にて問題を感じたことがないという意見多数

- 問題となった具体事例はない
- 先例や裁判例と齟齬するおそれ、実務に混乱のおそれ
- 従来どおりの運用を続けた方が良い

法曹界：「商標」の定義に識別性を追加することが必要と考える意見多数

- 国際ハーモンの観点
- 条文での整理が望ましい

委員会での検討（土肥一史委員長を含む委員6名）

識別性の追加に積極的な意見が多い一方、これまでの解釈・運用を変更すべきでないことは共通の認識

- 2条に識別性を追加することにより、登録要件としての識別性の包括規定である3条1項6号に影響する可能性。
- 商標的使用については26条1項6号（抗弁）ではなく、侵害要件として主張立証しなければならない。
- 幾つかの条文の「商標」の部分が、「標章」などに変わることに伴う運用への影響に懸念がある。

まとめ

日本の法制度・実務や、立法の具体的な必要性や十分性を満たす識別性とは何か、「商標」の定義にどのような識別性が必要であるかを十分に議論する必要がある。そして、「商標」の定義に識別性を入れる場合は、できる限り現状に影響を与えず、かつ理解しやすいものであることが望ましい。

⇒ 商標の本質的機能を商標法における識別性としていかに保護すべきかは重要な課題であり、引き続き、十分に検討を進めていくことが望ましい。